

申5号 36 協定交渉 (その1)

時間外労働及び休日勤務の実績を明らかにすること



組合

本社及び本社付属機関の時間外労働及び休日勤務の増減について明らかにすること。

会社

時間外労働の平均は、10時間程度増加している。また、休日勤務については0.2日程度減少している。

車掌職場の時間外労働・休日勤務の増加について

組合

女性社員が、安心して働ける体制を構築するため、交番作成時に休日勤務等が発生しないよう業務執行体制とすること。

会社

女性がどのくらいいるのか、視野に入れながら業務運営を検討する。業務を行う上では労働基準法を遵守する。

山手線電化柱倒壊及び架線切断による是正について

組合

事故発生時、電気ネットワーク部で過大な時間外労働及び休日勤務5回、15日間連続勤務が発生していることから是正をはかること。

会社

事故対応では、早期の原因究明が必要であり、法令に則った検査は行わなければならない。一定の時間を超える場合は、産業医の健康管理面談を実施する。15日連続勤務は好ましくないとする。

過労死ガイドラインに基づき、80時間を超える時間外労働の是正について

組合

2ヶ月連続での80時間越えが発生しているがその後の対応を明らかにし、産業医の早期の面談の実施を行うこと。

会社

国のガイドラインより低い時間外労働で面談を実施している。日程の調整は必要であるが、決して遅らせようとはしていない。今後も早期面談の実施を行っていく。

その2に続く